

日 時：令和6年12月25日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、加藤委員、梶田委員、高村委員、佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長、小笠原委員が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、小川委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○小川委員長代理 それでは、ただいまから、今年最後になりますけれども、第311回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は六つです。

最初に、議題1「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会の報告書について」、事務局から説明をお願いします。

失礼しました。いつもと手順が違うので。

最初に、本検討会の座長を務められました清水委員より、一言お願いいたします。

○清水委員 ありがとうございます。

検討会報告書につきまして、簡単に概要を報告させていただきます。

先週18日の第7回検討会におきまして、報告書案を提示し、幾つかの修正意見があったものの、座長及び座長代理一任となりました。その後、御意見を踏まえた修正を行い、本日付けで本検討会の報告書として確定いたしました。

検討会は、第1回会合は7月31日に開催し、当委員会では初めての試みとして、一般の方々に傍聴していただく形でオープンな会議を開催してまいりました。検討会開始当初は、真っ向から賛成、反対と非常に意見の隔たりが大きかったわけですが、議論を重ねていくうちに論点が集約されてきたものと感じております。

様々な構成員、関係団体の方々の間のコンセンサスを得るまでにはまだ至っておりませんが、本検討会におきましては、それぞれが置かれている立場や心配事等について率直に意見交換が行われ、その意味では相互の理解に向けた第一歩になったと受け止めております。

委員会の委員としては、委員会のこれまでの活動がどのように受け止められてきたのか、また、今後、どのような方向に進んでいくべきなのかということを改めて考える機会を頂けたものと思っております。

本検討会は一旦役目を終えますけれども、引き続き、これら論点を含む3年ごと見直しについて、当委員会において検討を進めていく必要がございます。その過程では、様々な

ステークホルダーと今後も対話を継続する必要があると考えております。報告書の詳細な内容については、事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○小川委員長代理 清水委員、ありがとうございました。

それでは、改めて事務局より説明をお願いします。

○芦田企画官 ありがとうございます。

それでは、資料に沿って御説明いたします。

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会については、本年7月31日の第1回会合から計7回の会合を開催し、議論を重ねてまいりました。今般、報告書を取りまとめることとしましたので、その内容について御報告いたします。

まず、報告書の全体の構成ですが、1ページに目次がありますとおり、第1に「はじめに」として、本検討会の開催に至る経緯や、3年ごと見直し全体との関係、第2が「課徴金制度」、第3が「団体による差止請求制度及び被害回復制度」、第4で「おわりに」という形になっております。

また、全体の体裁として、事務局から御説明、御提案した内容について本文に記載した上で、それぞれの項目について、有識者、関係団体から頂いた御意見を矢羽根の形で記載しており、本報告書は、これまでの検討会の議論の状況を示すものと位置付けております。

今回の報告書においては、課徴金制度、団体による差止請求制度及び被害回復制度、それぞれについて多様な御意見がございましたが、本日の御説明では、基本的に本文に記載した内容を御説明することとします。

以下、内容の御説明に移ります。

4ページから「はじめに」となります。

「1 開催の背景」においては、3年ごと見直しの開始、中間整理の取りまとめ、そして、中間整理を踏まえ、課徴金、団体による差止請求制度及び被害回復制度について検討会を開催することとなった経緯を記載しております。

次に、「検討に影響を与える事項」として、中間整理に際して、課徴金、団体による差止請求制度及び被害回復制度を含めて多様な意見が寄せられたこと、これを踏まえて、当委員会として、「今後の検討の進め方」を公表したことを記載しております。

この「今後の検討の進め方」は、3年ごと見直しの検討の全体像を示したものであり、6ページに記載しているとおり、検討会に報告し御議論いただいております。

6ページ目から、10月に公表した「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」及び「今後の検討の進め方」を決定し公表したこと、事務局ヒアリングの概要を記載しています。

7ページ目、「ウ」にあるとおり、検討会に際しては、このような個人情報保護政策全般の議論状況についてのフィードバックが行われ、これについての議論も行われました。

8ページにもあるとおり、これらを念頭に検討会において議論が行われたものです。

9ページからは「第2 課徴金制度」となります。

冒頭は、課徴金とは何かということと、過去の個人情報保護法の改正における検討経緯等を記載しています。

ページ下半分の「1 検討に係る前提条件」です。

まず、(1)で、「課徴金制度を検討する立法事実」に関する議論を整理しています。

9ページから10ページにかけては、現行法の勧告、命令、罰則等では、事業者が勧告・命令等を受けた後に違反行為を中止すれば、当該罰則の適用もなく、違反事業者が違反行為から得た経済的利得をそのまま保持することも可能であるということも記載しておりますが、これらについて多数の意見が寄せられたので、これを矢羽根で記載しています。

(2)で、「適正なデータ利活用への影響」についての議論を整理しています。

仮に課徴金制度を導入した場合、適正なデータ利活用に悪影響を与えるおそれがないように、課徴金の対象範囲を明確に限定するような制度設計を行う必要があるとした上で、対象行為の明確化、周知啓発、運用を含めた十分な配慮により、透明性や予見可能性を高めることが必要と整理しています。

11ページ目、(3)は、「国内他法令における課徴金制度との関係」です。

ここに記載のとおり、独禁法を始めとして、国内の複数の法令において課徴金制度が導入されています。

12ページ目にかけて、導入されている法令の概要や執行状況を記載しております。

検討会においては、個人情報保護法との親和性についても議論があり、その状況を矢羽根で記載しています。

12ページの(4)は「外国制度との関係」です。

ページの一番下及び13ページの上段の図にあるとおり、G7諸国、中国、韓国等において制裁金制度が導入されています。こうした点の受け止めについても多くの意見があり、13ページから14ページ目の矢羽根にあるとおり記載しております。

また、14ページ後半では、データ利活用の分野における国際競争力について触れています。IMD世界デジタル競争力ランキング2024の数字等について、また、日本の状況、制裁金制度がある国の状況を紹介するとともに、その分析を踏まえ、その改善に向けて、社会全体で総合的にこれらを引き上げていくことも重要と結んでおります。

15ページ目「2 想定される制度」からは、具体的な制度に関する意見を整理しています。

(1)では、課徴金納付命令の対象範囲について、真に悪質な違反行為を十分に抑止できる制度とする必要がある一方で、課徴金制度が過剰な規制となること等を回避するとともに、適法な行為を萎縮させない制度とする必要があります。そこで、これら課徴金納付命令の対象を種々の要件により限定する必要があるのではないかという問題意識の下に、対象行為あるいは事態、違反行為の主観的要素、個人の権利利益が侵害された場合等であること、大規模な違反行為が行われた場合であることという四つの要素に限定するという提案をさせていただいています。

また、対象行為については、違法な第三者提供に係る規制等への違反行為と、漏えい等・安全管理措置に係る規制への違反行為の二つに分けて提案、議論をいただきました。

詳細はこれから御説明しますが、限定のイメージは、16ページ目、冒頭の図にあるとおりです。

16ページ後半から、「ア」として、違法な第三者提供等の議論を整理しています。

まず、①の対象行為の限定については、深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高く、緊急命令の対象となっている重要な規制に違反する行為類型を対象とし、さらに、国内外で現実に発生しており、かつ、剥奪すべき違法な収益が観念できるものに限定することを提案させていただきました。

具体的には、このページの後半の四つの類型、すなわち、第三者提供の制限、不適正な利用の禁止、利用目的制限、適正取得の規定にそれぞれに違反した取扱いをし、その取扱いに対して、やめることの対価として、金銭その他の財産的利益を得ることとしています。

対象条文の整理は、18ページ目の冒頭の表にあるとおりです。

続いて、②です。

こちらは、主観的要素による限定ですけれども、過剰な規制にならないこと、事業者側のインセンティブといった観点から、違反行為を防止するための相当の注意を怠っていない場合か否かということによって、課徴金納付命令の対象を限定することが考えられるとしています。

さらに、③として、個人の権利利益が侵害される場合等に限定することです。

是正すべき違反行為はあるものの、個人の権利利益が侵害される具体的なおそれがない場合にまで課徴金納付命令の対象とすると過剰規制となること。また、抑止の必要性が高い違反行為に対する行政リソースが割けなくなる等のおそれがあることから、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれがある場合に限定することを提案させていただいています。

具体的な事例については、19ページの事例1から3で整理しているとおります。

19ページ目、④として、大規模な違反行為への限定、いわゆる裾切りです。

小規模事案についても、義務的に課徴金を賦課することは、前述の③と同様の懸念があります。この点について、国内他法令も参考に、大規模な違反行為に限定するとして、具体的には、行政機関が保有する個人情報ファイル簿の作成・公表義務の基準を念頭に、違反行為に係る本人の数について1,000人を基準として限定するという提案をさせていただきます。

続いて、「イ」として、「漏えい等・安全管理措置義務違反関連」です。

まず、①として、対象行為の限定・大規模な違反行為等への限定として、21ページ目の冒頭にあるとおり、安全管理措置義務違反に起因して大規模な個人データの漏えい等が発生した場合に限定することとして、具体的には、漏えい等の報告義務のしきい値を参考に、個人データに係る本人の数について1,000人を基準として課徴金納付命令の対象を限

定することを提案させていただいています。

次に、②として主観的要素による限定です。

安全管理措置義務違反は、個人情報取扱事業者であれば、その事業の態様や利用目的等にかかわらず、すべからく適用され、積極的な作為がなくても違反する可能性がある義務です。そこで、過剰な規制を回避する等の観点から、安全管理措置義務違反を防止するための「相当の注意を著しく怠っていない場合」か否かによって限定したらどうかという提案をさせていただいています。

なお、22ページに記載していますが、この、相当の注意を著しく怠っているか否かという基準も、必ずしも明確ではないのではないかという意見に留意するとともに、事業の規模、性質等も十分に考慮した上で判断することが考えられるとしています。

また、委員会としても、サイバーセキュリティ関係省庁や関係機関と連携を深めて対応していくことが重要という点も言及しております。

また、③の、個人の権利利益が侵害された場合に限定することについては、違法な第三者提供と同様の議論を整理しております。

23ページ目は、対象行為に関する議論のまとめとして、対象行為に係る議論を十分に踏まえ、仮に課徴金制度を導入する場合には、基本となる考え方を明らかにした上で対象となる、あるいは対象とならない具体例等について、充実した形で示していくこと等が考えられるとしています。

続いて、(2)として、課徴金の算定方法についてです。

まず、「違法な第三者提供等関連」について。

違反事業者が違反行為又は違反行為により取得した個人情報の利用に関して得た財産的利益の全額を課徴金額とすること。違反行為をより実効的に抑止する観点から、当該財産的利益の全額を上回る金額を課徴金額とすること。課徴金額の算定基礎に係る推計規定を導入することなどを提案させていただいております。

24ページの「イ」は、「漏えい等・安全管理措置義務違反関連」です。

事業者は、個人データについて、必要かつ適切な安全管理措置義務を講じなかったことにより、本来負担すべきコストの支出を免れるという利益、当該コストの削減による商品又は役務の低価格化を実現し、価格優位に立つことで取引数量を増加させることを通じて利益を増加させているという認識の下、その算定方法について、行政処分の迅速性、機動性の観点を踏まえ、安全管理措置義務に違反した事業者の当該違反行為の期間における事業活動により生じた売上額に一定の「算定率」を乗じることによって課徴金を算定するという提案をしております。

なお、25ページにおいては、違反事業者の事業活動全体の売上額を基礎として課徴金額を算定する点については、その妥当性を慎重に検討すべきとの意見もあることに留意する必要があること。違反行為をした期間の考え方について丁寧に検討する必要があることも記載しております。

「ウ」は、「その他」として、二つの類型に共通する事項を整理しています。

①は、違反行為の早期発見及びコンプライアンス体制の構築にインセンティブを与えるという観点から、自主的報告に係る減算を認めたらどうかという提案です。

26ページ目、②は、逆に、繰り返しの違反があった場合において、抑止力の確保という観点から加算規定を設けたらどうかという提案。

③は、企業による返金措置と課徴金の関係について、検討会において議論があったことを踏まえ、その状況を整理しています。

(3)は、その他の事項です。

①は、法的安定性を確保するため、いわゆる除斥期間として、違反行為の終了から行政庁、すなわち、当委員会が措置を執るまでの期間を設定したらどうかということ。

28ページ目、②は、行政裁量として、課徴金制度としてどの程度、執行機関に裁量を持たせるか。

③は、適正手続の確保です。

④は、課徴金制度の実効性として、検討会において、海外事業者や所在不明事業所に対応する議論があったことから、これを整理したものであります。

以上が、課徴金制度に関する説明となります。

続いて、29ページ目から、第3として、「団体による差止請求制度及び被害回復制度」についてです。

冒頭では、当委員会の相談ダイヤルの受付状況を紹介した上で、ページ下段から、ある者の個人情報に違法に取り扱われている場合には、他の者の個人情報についても、同様に違法に取り扱われている可能性が十分にあると考えられること。個人の権利利益の侵害は、プライバシーの侵害や差別的取扱い等につながるおそれもあり、事後的な救済が困難になる場合が多いため、被害の発生や拡大を未然に防止するべく、違法な個人情報の取扱いについて適切に対応していくことが重要であることを述べています。

現行制度の下で、本人が利用停止等請求、不法行為に基づく損害賠償請求が可能であるものの、違法行為全体の停止や他の個人情報について同様に違法行為を実施することの予防までは請求できるものではなく、不特定多数の個人に生じる回復困難な被害の発生まで防止できるものではないこと。また、訴訟費用等により、請求を断念せざるを得ない場合も多いことを整理しています。

委員会においても、勧告・命令等の権限行使が可能であるものの、リソースの限界もあり、必ずしも全ての違反行為に迅速かつ網羅的に対応できるとは限らないとしています。

こうした状況の下で、適切に権利利益救済を受ける手段が多様化し、より確実に救済を受けられる環境を整えていくことが重要としています。

具体的な検討は「1 検討に係る前提条件」からとなります。

まず、「差止請求」、「被害回復」、それぞれの仕組みを簡単に紹介した上で、31ページにかけて、適格消費者団体の現状、他法令の運用について整理しています。

また、32ページ目（2）においては、検討会において、認定個人情報保護団体との関係についても議論があったことを踏まえ、それぞれについて整理しています。

これらを踏まえると、32ページの末尾からあるとおり、消費者が直面する違法な個人情報の取扱いを回避するための仕組みを複線化し、団体による差止請求制度を導入する場合には、消費者の利益の擁護という観点から、適格消費者団体を差止請求の主体とすることが考えられるとしています。

なお、認定団体及び適格消費者団体については、いずれも個人と事業者とのコミュニケーションを支援し、信頼の醸成を促進する機能を期待することができる。そのため、適格消費者団体を差止請求の主体として位置付けた場合、個人と事業者との間に、より実効的なコミュニケーションが行われることも考えられる一方、認定団体も、引き続き事業者の自主的取組を支援することによる信頼の醸成という役割を担うことが期待されるとしています。

②は、相談ダイヤルとの関係を整理しています。

34ページ目から、2として「想定される制度」となります。

（1）の①では、「全般的事項」として、適格消費者団体の情報の収集について、実際に寄せられた事例も紹介して整理しています。

②は、「差止請求制度」です。

まず、適格消費者団体に、個人情報保護法上の差止請求権を、適格消費者団体自身の権利として付与することが考えられるとした上で、違反行為により、個人の権利利益が侵害されるおそれが高い利用停止等請求の対象条文に係る違反行為を、差止請求の対象とすることが考えられるとしています。

具体的な条文は、35ページの表にあるとおりです。

また、具体的な事例として、35ページにあるとおり、第三者提供、不適正利用、不正取得について、それぞれ整理をしております。

36ページの後半には、事務局において、適格消費者団体から聴取した意見の概要を紹介しています。

差止請求制度が導入されれば新たな問題が見えてくるのではないかと、立証に向けた支援が必要、消費者と事業者の関係性に変化をもたらす、優良な事業者はメリットがあるはずといったものがございました

37ページ目から、「被害回復制度」についてとなります。

ここでは、消費者裁判手続特例法の令和4年改正により、一定の要件を満たす場合の慰謝料が対象として新たに追加された一方、個人情報の漏えい等に伴う慰謝料請求等は対象とならない場合が多いと考えるということを整理しています。

38ページ目では、中間整理においても記載をいたしました。漏えい等に伴う慰謝料請求が少額大量被害事案であること、立証上の問題が課題であることを記載しています。

（2）は、「その他」として、体制面の支援等の必要性について整理しています。

最後に、第4として、結びのセクションとなります。

本日、この報告書の内容を当委員会に報告させていただいておりますが、今後の検討に当たっては、本報告書に記載された課徴金制度及び団体による差止請求制度、被害回復制度に関する議論や、いわゆる3年ごと見直しの今後の検討の進め方に関する意見等を踏まえることが期待されると思っています。

また、その他の主要個別論点についても、今後の検討の進め方に関する意見も踏まえ、企業や団体、関係省庁等の多様なステークホルダーとの対話に基づく検討が進められており、今後もこうした検討を進めることが期待されること。消費者と事業者との間のコミュニケーション促進や、個人と業界・事業者の間の信頼（トラスト）の強化の重要性、サイバー攻撃の実情、業界の現状も踏まえた安全管理措置の基準の充実、委員会における執行体制の強化の必要性等の議論も行われたところ、こういった論点についても、今後の個人情報保護政策の推進において考慮されることが期待されると結んでおります。

40ページ以降は参考資料となります。

事務局からの説明は以上となります。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、私の方から最後に一言申し上げたいと思います。

まずは、本検討会の座長を務められた清水委員並びに事務局におかれましては、報告書の取りまとめに御尽力いただきまして、感謝申し上げます。また、検討会で活発な御議論をいただいた構成員や関係団体の皆様に深く感謝申し上げます。

本検討会は、清水委員の話にもありましたけれども、一般傍聴も認めるオープンな形で実施しまして、毎回非常に多くの方に御視聴いただきました。このように関心を寄せていただいているのは大変ありがたいことだと思っております。

検討会では、課徴金制度や団体による差止請求制度、被害回復制度に関連しまして、一つ目に、政府全体のデータ関連政策における個人情報保護政策ないし今回の見直しの位置付けといった高い視点からの議論。二つ目に、これらの制度の導入検討に関する立法事実に関わる議論。三つ目に、これらの制度を導入することとした場合の制度設計等に係る議論について、活発な御議論をいただきました。

報告書は、これらの議論をされた構成員や関係団体の御意見を整理しまして、想定される様々な論点をまとめたものになっております。

加えて、今月17日の委員会で事務局から報告された、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点に関するヒアリング結果では、今後の検討に関わる重要な視点、視座を確認しております。

今後、3年ごとの見直しの検討は、こうしたヒアリング結果や、検討会の報告書の内容を十分に踏まえながら、適切に進めていくことが必要だと思っております。

事務局においては、課徴金制度及び団体による差止請求制度、被害回復制度を含めた3年ごとの見直し全体について、引き続き、幅広いステークホルダーの意見を踏まえながら、ヒアリング結果の視点や検討会の報告書内容を十分に考慮して、所要の検討を進めていただくようお願いいたします。

私からは以上です。

ほかによろしいですか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表するというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「第62回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム等結果報告について」、本日は、参加された中湊専門委員にも御出席いただいております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 第62回APPAフォーラム等の結果について報告いたします。

APPAフォーラムは、アジア太平洋地域の14の国・地域における21のデータ保護機関が、プライバシー保護に関する法制度や執行状況などに関して情報交換を行うことを目的として、年に2回開催されております。なお、当委員会は、2014年からオブザーバーとして参加しており、2016年に正式メンバーとなっております。

第62回目となる今回のフォーラムは、11月26日及び27日の2日間、当委員会の主催によりザ・リッツ・カールトン東京にてハイブリッド形式で開催され、併せて当委員会主催サイドイベントも開催いたしました。

当委員会は、フォーラムの開催された11月の最終週をJapan Privacy Weekと位置付けており、当該期間中、民間団体主催による個人情報保護、プライバシーに関するイベントも複数開催され、当委員会の個人情報保護に関する取組の国内外への発信のみならず、国内外のステークホルダーが各種イベントに参加することで、関係者間の更なる連携の強化の場となりました。

それでは、第62回APPAフォーラム本会合の詳細を説明いたします。

スライドの2枚目を御覧ください。

今回のAPPAフォーラムには、主にAPPAメンバー機関の委員長級、メンバー以外のデータ保護機関、学者、有識者、OECDなどの関連国際機関などから計96名が参加いたしました。当委員会からは、議長として浅井委員、当委員会代表として大島委員と中湊専門委員に御参加いただきました。

アジェンダの概要は、スライド2枚目の下部の表を御覧ください。

1日目は、小川委員長代理からの御挨拶により開会し、定例議題であるワーキンググル

ープ等の報告、ジュリスディクションレポート、関係機関によるアップデートのほか、AIに関するパネルディスカッションが行われました。

このうち、ジュリスディクションレポートのセッションにおいては、中湊専門委員より、スライド3枚目のとおり、個人情報保護法の3年ごと見直しに係る検討状況について説明し、今後の検討状況についても、当委員会ウェブサイトにおいて随時公表していくほか、APPAフォーラムを始めとした国際会議の場における情報提供も行っていきたい旨の発言を行っていただきました。

2日目は、クリストファー・クナー教授から、越境データ移転について基調講演を頂いた後、プライバシー当局によるDFFTに関するパネルディスカッションが行われ、最後にコミュニケの採択を行い、議長である浅井委員の御挨拶により閉会となりました。

このうち、DFFTに関するパネルディスカッションにおいては、大島委員より、DFFTの提案の狙いを改めて振り返るとともに、十分性認定、モデル契約情報、企業認証という三つの主要な越境移転ツールにつき、当委員会の取組を踏まえて、プライバシー当局の役割に言及いただきました。そして、議論の締めくくりとして、個人情報保護を取り巻くリスクへの対応の必要性を指摘し、OECD非加盟国へ、OECDの信頼性あるガバメントアクセスの原則の普及を推進し、国際的なスタンダードとして適用されることを目指すなど、OECD内外において議論や取組を継続している旨の発言を行っていただきました。

スライドの4枚目は、各委員の御発言の様子でございます。

以上の本フォーラムでの成果を取りまとめる形でコミュニケが採択されました。その英語版を資料2-2、仮訳を資料2-3として提出しております。

次に、スライドの5枚目に沿って当委員会主催サイドイベントについて説明いたします。

当委員会主催のサイドイベントも、27日午後、同所にてハイブリッド形式で開催され、APPAフォーラム本会合への出席者のほか、一般参加者も含めた278名に御参加いただきました。

サイドイベントでは、小川委員長代理から開会の御挨拶をいただき、欧州委員会のレンデルス委員の基調講演に続いて二つのパネルディスカッションが行われました。各パネルの御登壇者は、スライド5枚目の下部の表のとおりでございます。

このうち、二つのパネルディスカッションの詳細については、スライド6枚目に記載のとおりです。

一つ目のパネルディスカッション「DFFT—マルチステークホルダーによる議論—」、こちらでは、当委員会から中湊専門委員にモデレーターとして御登壇いただき、個人データの越境移転のための主要な三つのツールを題材に、事業者における具体的な活用事例、学問的見地からの分析、データ保護機関としての取組といった事項について議論が行われ、DFFTの阻害要因としてのガバメントアクセスの問題と、その解決策についても意見が交わされました。本パネルディスカッションにより、異なる法制度や国際枠組みが共存する中、事業者には、事業の規模やサービスの態様に照らし、最適な越境移転ツールを利用

きる環境が必要であり、そのようなツールを相互に補完的に強化することがデータ保護機関に求められる役割であることが確認されました。

また、二つ目のパネルディスカッション「デジタル時代における個人情報の利活用と保護－PETsと先端技術－」では、企業における個人情報の利活用や、そこから生じる便益、今後の展望等が紹介された一方で、デジタル技術の高度な発展に伴い、複雑化する個人情報の取扱いが一層不透明になっていることへの消費者の不安も率直に述べられました。その上で、両者をいかに調和させることができるのかにつき、シンクタンクやデータ保護機関などからも、プライバシー強化技術（PETs）の活用可能性も含めた様々な意見が示されたほか、AI等の規制については、例えば、消費者保護当局などの関係機関と協働していく必要性も言及されました。

スライド7枚目は、当日の各委員の御発言や会場の様子でございます。

私からの説明は以上でございます。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

それでは、APPAフォーラムに参加された浅井委員、大島委員、中湊専門委員から、それぞれコメントを頂きたいと思えます。まず、浅井委員からお願いします。

○浅井委員 どうもありがとうございます。

私からもコメントさせていただきます。

今回のAPPAフォーラムでは、私は議長を務めましたが、参加者の顔ぶれは、APPAメンバー機関のみならず、その他の各国・地域のデータ保護機関、学界、シンクタンクの有識者、さらには関連国際機関等のオブザーバーが出席されました。

当フォーラムにおいては、活発な議論が行われ、AIガバナンスやこどものプライバシー、大島委員も登壇したDFFTに関するパネルディスカッションなど、アジア太平洋地域における個人情報保護、プライバシーに関する最新の動向を反映したテーマが取り上げられました。

また、当委員会主催のサイドイベントにおいても、欧州委員会のレンデルス委員から、基調講演としてビデオメッセージが届けられ、DFFTとともに、我が国の個人情報保護法の根幹として認識している個人情報の保護と利活用のバランスについて議論を深める機会となり、とても有意義でありました。

APPAフォーラムにおける議論は、アジア太平洋地域のみならず、世界各国から注目を集めていると感じています。今回のAPPAフォーラムの主催を契機として、APPA事務局であるシンガポールPDPCを始めとした関係機関と一層の連携強化を図り、アジア太平洋地域の個人情報保護を取り巻く様々な議論及び活動により一層貢献していきたいと考えます。

以上でございます。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

続いて、大島委員、お願いします。

○大島委員 今回、今、お話がありましたとおり、浅井委員が議長を務められましたので、

個人情報保護委員会の代表としてAPPAフォーラムに参加させていただきました。

フォーラム本会合では、DFFTをテーマとするパネルディスカッションに登壇しました。DFFTの概要、当委員会における取組、個人情報保護を取り巻くリスクへの対応の必要性について発言してもらいました。また、ガバメントアクセスへの対応を始め、DFFT推進に関する当委員会の姿勢を改めて打ち出すことができたと感じております。

他のパネリストからは、様々な越境移転ツールに関する取組や今後の課題、目指すべき方向性等について、当局の観点からの意見が述べられ、大変有意義なパネルディスカッションであったと理解しております。

データ保護、プライバシーに関し、APPAメンバー機関のコミッショナーを始めとした多数の関係者と、直接、情報・意見交換ができ、こうした交流がお互いの理解や連携を深め、実利ある協力を考えていく上で効果的であったと改めて感じております。引き続き、APPAについて、その積極的な活用を期待していきたいと思えます。

以上です。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

それでは、次に、中湊専門委員、お願いします。

○中湊専門委員 ありがとうございます。中湊でございます。

私は、今回でAPPAフォーラムの参加は8回目となりました。まず、本会合におきましては、各APPAメンバーからの現状報告の一つとして、我が国の個人情報保護法の3年ごと見直し、これに係る検討状況について報告を行いました。法制度の検討に関する当委員会の取組について、最新の情報を各国に提供することができたものと考えます。

また、当委員会が主催するサイドイベントにおきましては、DFFTに関するパネルディスカッションのモデレーターを担当いたしました。パネリストとしては、欧州のクナー教授、カナダのデュフレーヌコミッショナーに加えて、産業界から3名の方をお迎えいたしました。

主な論点としましては、主要な越境移転ツールに関する各企業の取組状況、個人情報の越境流通における今日的な課題とその解決策について。さらには、当局に期待される役割といった点について広く議論を行うことができました。

パネリストからの発言は、いずれも大変示唆に富んだものであり、このパネルディスカッションが、国内外におけるDFFTに関する議論の更なる後押しにつながったのではないかなと考えております。

このようにAPPAフォーラムは、プライバシー機関同士の知見や情報交換の機会として大変有用であり、引き続き、当委員会の取組を積極的に発信する場として活用していきたいと思えます。

私からは以上です。

○小川委員長代理 ありがとうございました。

事務局からの説明、そして、浅井委員、大島委員、中湊専門委員からのコメントについ

て、御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、私の方から一言申し上げたいと思います。

最初に、今回のAPPAフォーラムの開催に当たりまして、準備や運営等を行っていただいた当委員会の国際室や事務局を始めといたしまして、関係機関の皆様に深く感謝申し上げたいと思います。

さらに、説明にもありましたけれども、議長の浅井委員、それから、当委員会の代表としてパネル等で議論された大島委員や中湊専門委員を始めといたしまして、皆様の御尽力のお陰もありまして、このフォーラムを成功裏に終了させることができました。このことに安堵するとともに、アジア太平洋地域における日本のプレゼンス向上に寄与することができたことを大変うれしく思っております。

特に、当委員会の主催しましたサイドイベントにおいて、多様なステークホルダーをスピーカーとしてお招きいたしまして、当委員会が取り組む主要課題であるDFFTや、個人情報情報の利活用と保護をテーマとした公開ディスカッションを行ったことは、今回の会合の見どころでありまして、大変価値のある成果をもたらしたと感じております。

これらのイベントを契機として、APPAフォーラムを始めとした国際会議、さらには日本国内における個人情報保護の議論が一層活性化して、個人の権利利益の保護と個人情報情報の利活用の両立につながることを期待したいと思います。

以上です。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表するという事によろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

中湊専門委員、ありがとうございました。御退席ください。

(中湊専門委員退室)

○小川委員長代理 それでは、次の議題に移ります。

議題3「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 独自利用事務の情報連携に係る届出について、御説明いたします。

資料3の大項目1「独自利用事務の情報連携とは」を御覧ください。

独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例を制定することで、地方公共団体が個人番号を利用できる事務をいいます。また、番号法第19条第9号に基づき、独自利用事務のうち、委員会規則第2条各項で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の行政機関等に特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされております。

この独自利用事務の情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすも

のとして、現在、1,416団体、1万1,817件の届出を委員会ウェブサイトで公表しております。

続いて、大項目2「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。

このたび、地方公共団体から提出されました、令和7年6月から開始される情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。

その結果、271団体から、新規の届出が669件、利用特定個人情報の追加等を行う変更の届出が370件、事務の廃止等を行う中止の届出が22件の計1,061件の届出がございました。

当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき、内閣総理大臣へ通知したいと考えております。

なお、今回の届出に係る内閣総理大臣通知後の届出の総数については、届出団体数が1,447団体、届出件数が1万2,464件となります。

御説明は以上でございます。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見はございますか。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、内閣総理大臣に通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録、議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

(監督関係者以外退室)

○小川委員長代理 議題4「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

(内容について一部非公表)

○事務局 公表資料につきましては、資料4-1、4-2の範囲で公表したいと考えております。

地方公共団体向け、また、個人情報取扱事業者向け、それぞれに対する注意喚起を考えておりますけれども、基本的な構成は同様でございますので、地方公共団体向け注意喚起を例に御説明をさせていただきます。

「1 概要」でございます。

地方公共団体の保有個人情報であるレセプトデータ等に関し、調査・検討の結果、個人情報保護法上の問題となり得る点があったということで周知をするという概要となっております。

ります。

地方公共団体が、データヘルス計画の策定等を行うこと自体を否定するものではありませんけれども、当然のことながら、個人情報保護法の規定及び本注意喚起に十分御留意いただき、適切に事務や事業を実施していただきますようお願いいたしますという内容となっております。

2 ページでございますけれども、「地方公共団体における留意点」としましては三つございまして、一つ目が「個人情報の利用目的の特定」でございます。

地方公共団体においては、レセプトデータを含む保有個人情報の利用目的をできる限り特定していただきたい内容となっております。

二つ目としまして「利用目的のための利用・提供かどうかの検討」におきましては、厚生労働省の事務連絡文書を踏まえ、提供するだけ、分析するだけで結果を還元しないといった行為は、必ずしも保健事業やデータヘルス計画の取組とはいえないということを踏まえまして、個人情報等の取扱い、研究成果等の成果物の取扱いが、地方公共団体が当初特定した利用目的以外の利用又は提供にならないかについて、地方公共団体内で十分に検討することを二つ目としています。

三つ目は「個人情報取扱事業者との契約内容の十分な協議等」でございますけれども、契約前に十分な説明を受け、十分な協議を行い、共通の認識を得た上で締結することが重要です。

また、個人情報取扱事業者が、匿名加工情報を製薬企業等に提供することを予定している場合には、個人情報取扱事業者と製薬企業等との間でどのように契約が締結されるのかについても説明を受けることが望ましいと考えております。そして、協議内容を双方が確認することが望ましいといったような内容で取りまとめております。

3 以降は、補足又は参考でございますけれども、4 ページの「(4) おわりに」でございますが、個人情報保護法等の規定に留意し、必要な措置を確実に講ずるようということをお願いしておりますが、必要な措置の中に、脚注としまして、個人情報保護法第70条の規定を盛り込ませていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見はありますでしょうか。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

ただいま、事務局の方から、地方公共団体及び個人事業取扱事業者、双方に対して注意喚起をするという御提案がございましたけれども、それに加えて、当該事案の個人情報取扱事業者、ここでは「X」といわせていただきますが、こちらに対する行政指導を行うことを提案いたします。

主な理由は三つあります。いずれも、このXの行う製薬企業向け提供業務に関するもの

であります。

第1に、Xが、令和5年度に地方公共団体に対して匿名加工情報を製薬企業向けに提供する旨の説明を行ったことを示す書面等の証拠をXに求めたところ、重要な内容であるにもかかわらず、口頭でのみ説明したとしています。

以上が第1。

(※上記第1の理由の一部及びその他の理由について非公表)

以上のことから、Xの行為は、情報提供元の地方公共団体への十分な説明と理解を確保する努力を尽くさなかったものといえ、適正性を欠く方法による個人情報の取得と考えられると判断しました。

以上が、行政指導を提案する理由であります。

なお、本事案に関連した所見としまして、レセプトデータの利活用について1点申し添えます。

厚生労働省は、レセプトデータの製薬企業等での利活用を推進する場合は、地方公共団体の保健事業等以外の仕組みを示すべきと考えます。

以上です。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

本個人情報取扱事業者に対して行政指導すべきという御提案でありました。

ほかに御意見、御質問はございますか。

よろしいですか。

本件、採決は二段階で行おうと思っております。まず、清水委員の御提案を採決して、それから、それに基づいて事務局の原案について採決したいと思っておりますが、よろしいですか。

最初に、個人情報保護法第139条第3項の規定に基づいて、清水委員の御提案、Xに対し行政指導すべきということですのでけれども、それについて採決を行いたいと思っております。

清水委員の御提案に賛成の方、挙手をお願いします。

ありがとうございます。

それでは、賛成の御意見が出席者の過半数を下回りましたので、清水委員からの御提案は否決したいと思っております。

それでは、事務局の原案のとおり決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

高村委員、お願いします。

○高村委員 地方公共団体向けの注意喚起に記載されていることですのでけれども、地方公共団体による措置要求について一言申し上げたいと思っております。

令和3年の個人情報保護法の改正によって、行政機関の長等は、保有個人情報をその利用目的のために提供する場合であっても、必要があると認めるときは措置要求をする旨が第70条で規定されています。医療情報の性質等から考えると、委託によらない利用目的のために提供する場合であっても、地方公共団体は、個人情報保護の観点から、提供先に

対して措置要求を適切に行う必要があると考えます。念のため、以上、申し上げておきたいと思います。

○小川委員長代理 それは御意見として伺ってよろしいですね。

○高村委員 はい。

○小川委員長代理 それでは、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。改めてお願いします。

賛成多数と認めますので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題は、配付の公表資料と、当該資料に係る議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に関わる議事録、議事概要の部分については、公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

よろしいですか。

議題5「監視・監督について」です。

本議題については、個人情報保護委員会議事運営規程第11条の規定に基づき、梶田委員には御退席いただきたいと思います。

(梶田委員退室)

○小川委員長代理 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○事務局 それでは、資料に基づいて御説明いたします。

エムケイシステム社の社会保険・人事労務業務支援システムに対するランサムウェア被害事案に関する報告でございまして、本事案関連としては3回目の報告となります。

前回の御報告は7月の委員会でしたが、その際、継続調査事項として積み残していた点がございました。

今回は、その調査結果を御報告いたします。

では、資料記載の「第2 委託元事業者等への調査について」に沿って御説明します。

今回、3事業者に対して調査を行いました。

当該3事業者の選定基準ですが、エムケイ社のランサムウェア被害の直前の半年間に、個人情報授受確認書という書面を取り交わして、実際にエムケイ社に個人データを取り扱わせていた事実がある事業者です。

調査した主な事項は、資料に記載があります5項目です。このうち、システムの利用が、個人情報上の個人データの取扱いの委託に該当するとの認識を持っていたか否か、エムケイ社に対して監督を実施していたか否かの点を中心に御説明いたします。

それでは、回答結果につきまして、順次、説明いたします。

まず、A事業者の回答です。

委託の認識についてですが、オンプレミスでシステムを利用していた際には委託の認識は持っていなかったものの、クラウドに移行してからは、委託の認識は持っておりました。

エムケイ社への監督については、エムケイ社の営業や技術担当者に、個人情報の漏えい対策を十分に行うようにと口頭にて度々注意しておりました。

また、個人情報授受確認書を根拠にエムケイ社にA事業者のデータを取り扱わせていた際の監督としては、作業の進め方の報告を求めていたということでした。

続いて、B事業者の回答です。

B事業者は、委託との認識を持っておらず、また、個人情報授受確認書を根拠にエムケイ社に作業依頼した際においても、ログの調査であって、個人データ自体の調査ではないとの認識から委託との認識を持っておりませんでした。

ただ、B事業者は、契約時とシステム変更時に、B事業者のセキュリティ対策基準に準拠しているかどうかをエムケイ社に確認しておりました。

続いて、C事業者の回答です。

委託の認識については、C事業者は、個人データをエムケイ社のシステムに保管はしているが、個人データをエムケイ社に取り扱わせているものではないとの認識であり、委託との認識を持っておりませんでした。

個人情報授受確認書を根拠にエムケイ社に作業依頼した際においても、障害対応の一環であり、個人データの取扱いを委託したものではないとの認識でした。

ただ、C事業者も、契約時とシステム変更や機能追加時にチェックシートを通じてセキュリティ対策をチェックしたり、個人情報漏えい発生時の対応について、エムケイ社と確認するなどをしておりました。

最後に、「第3 当委員会の対応（案）」について御説明します。

調査の結果、委託元事業者の規模に応じて監督の実施方法や範囲に差異はあるものの、3事業者とも、エムケイ社に対し、セキュリティ対策のチェックや漏えいに対する注意喚起等による一定程度の監督を行っていたものと認められることから、指導等の権限を行使しないこととしたいと思います。

しかし、改めて委託元事業者において委託の認識がなかった、あるいは薄かったことが明らかになりましたので、委員会が3月に発した注意喚起「クラウドサービス提供事業者が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合の留意点について」をリマインドしたいと思います。

なお、本件に関する公表は、資料5にて行いたいと考えます。

以上で、説明を終わります。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。

よろしいですか。

特に修正の御意見はないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の配付の公表資料と、当該資料に関わる議事録、議事概要の部分を準備が整い次第、委員会のホームページに公表し、それ以外の資料と当該資料に関わる議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。それでは、次の議題に移ります。

次は、議題6「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

本議案については、梶田委員にお席にお戻りいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(梶田委員入室)

○小川委員長代理 では、事務局から説明をお願いします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上です。それでは、本日の会議は閉会といたします。お疲れさまでした。皆様よいお年を。